

2021年度 札幌学院大学ハラスメント対策本部

年次報告

2022年 3月 31日
本部長 渡邊 慎哉

1. 本部会議等の日程

- 2021年5月7日 第1回 ハラスメント対策本部会議
【報告事項】
 1. 2021年度ハラスメント対策本部委員及びインテイクーについて
【審議事項】
 1. ハラスメント対策本部長に事故あるときの職務代行者の指名について
 2. 2021年度事業計画について
 3. 2021年度 事案第1号について

- 2021年5月17日 第2回ハラスメント対策本部会議
【報告事項】
 1. 2021年度 事案1号について

- 2021年8月5日 第3回ハラスメント対策本部会議
【審議事項】
 1. 2021年度 事案第2号について
 2. 2021年度 事案第3号について

- 2021年9月6日 第4回ハラスメント対策本部会議
【審議事項】
 1. 2021年度 事案第4号について
 2. 2021年度 事案第5号について

- 2021年10月22日 第5回ハラスメント対策本部会議
【審議事項】
 1. 2021年度 事案第4号について(注意喚起の内容について)
 2. 「ハラスメント対策本部に関する規程」の一部変更 について

- 2021年12月2日 第6回ハラスメント対策本部会議
【審議事項】
 1. 2021年度 事案6号について

- 2021年12月21日 第7回ハラスメント対策本部会議
【審議事項】
 1. 2021年度 事案第6号 調査調停委員会報告(学長 理事長)について

- 2022年1月27日 第8回ハラスメント対策本部会議
【審議事項】
1. 「ハラスメント対策本部に関する規程」の一部変更案 について
- 2022年3月24日 第9回ハラスメント対策本部会議
【審議事項】
1. 「ハラスメント対策本部に関する規程」の一部変更案 について

2. 主な活動記録

(1) 活動概要

- ・ コロナウイルス感染防止対策の関係で、従来行っていたガイダンス、新任教職員へのハラスメント講習会について実施できなかった。
- ・ 今年度は、相談件数が多くその対応についてのみの活動であった。

(2) 相談件数 6 件

2021年度事案6件 調査調停委員会を立ち上げた件数は3件。

(3) 相談の結果(概要及び対応については省略)

- 事案第1号 審議終了
- 事案第2号 審議終了
- 事案第3号 審議終了
- 事案第4号 審議終了
- 事案第5号 審議終了
- 事案第6号 審議終了

3. 2021年度 本部委員及びインテイクー一覧

【ハラスメント対策本部】 渡 邊 慎 哉 (経済経営学部) ……本部長
 児 島 恭 子 (人文学部)
 皆 川 雅 章 (法学部)
 森 邦 恵 (経済経営学部)
 辻 徹 (事務長・理事)
 大 川 幾 子 (教育支援課)
 水 上 真 一 (学生支援課)
 大 坂 卓 (管財課)
 伊 原 珠 希 (総務課)

【インテイクー】 山 添 秀 剛 (人文学部) ……チーフインテイクー
 横 山 登志子 (人文学部)
 邵 藍 蘭 (経済経営学部)
 佐 藤 博 昭 (学生支援課)
 伊 藤 綾 乃 (教育支援課)

4. 2021年度 事業実績報告書 (次ページ以降に掲載)

【事業計画 記入様式（ハラスメント対策本部）】

大学基準6. 学生支援

中期目標		中期計画（案）	達成度評価指標
<p>【目標1】 修学支援、生活支援、進路支援それぞれに対して、適切な環境を整え、学生の個性に応じた指導を行う体制を構築する。</p> <p>ハラスメント対策本部としての中期目標</p> <p>札幌学院大学にかかわりのあるすべての者が、その人格や人権を尊重され、かつ豊かで快適な環境のもとでの勉学・研究・課外活動・就労が保障されるようハラスメントの防止と対処に取り組む。</p>		<p>【計画1】 ハラスメント防止教育を通してハラスメントのない環境が保障されるように取り組むとともに、相談窓口の周知などを通して相談しやすい環境を整える。また、ハラスメントの相談があった場合には適切にその対処にあたる。</p>	<p>【指標1】</p> <p>①ハラスメント防止教育の実施実績 ②相談（申し立て）件数 ③調査調停委員会が立ち上がった件数 ④相談窓口を利用した学生へのアンケート調査</p>
年次計画内容		計画実施状況	指標に基づく中期目標の達成状況
2021年度	<p>(1) ハラスメント対策本部に関する規程及びインテイクに関する規程に基づき、本部委員及びインテイクを選任し活動を行う。</p> <p>(2) ハラスメントを未然に防止するため講習会を開催し啓発活動を行う。</p> <p>(3) 相談者が安心してインテイクに相談できるようインテイクについて周知する。</p> <p>(4) ハラスメントが発生した場合、調査調停委員会を設置するなどして迅速に対応する。</p> <p>(5) 本部委員及びインテイクの研修を行う。</p> <p>(6) 調査調停委員会の活動マニュアルの作成。</p>	<p>ハラスメント対策本部に関する規程及びインテイクに関する規程の選出基準に基づきハラスメント対策本部委員及びインテイクを選任し活動を行った。</p> <p>・コロナウイルス感染防止対策の関係で、従来行っていたガイダンス、新任教職員へのハラスメント講習会について実施できなかった。</p> <p>冊子『ハラスメント防止ガイドライン』の巻末にインテイクの所属、内線電話、オフィスアワーの内容を記載したが、コロナウイルス感染防止対応のため配布機会を逸した。ホームページにはインテイクの顔写真を掲載し、安心して相談できるようにしている。</p> <p>今年度は相談件数が多く、複雑な事案が多かったが、本部委員会を開催し迅速に対応した。</p> <p>・オンラインでの研修会もあったが、参加できなかった。また、学内研修での研修も実施する事も出来なかった。</p> <p>今年度もマニュアルの作成ができなかった。次年度はマニュアル作成の体制を考え実施する。</p>	<p>① ハラスメント対策本部として実施できなかった。今後開催の方法(オンライン等)についても検討し、ハラスメントの防止に努める</p> <p>②相談（申し立て）件数 6件 ③調査調停委員会が立ち上がった件数 3件（審議終了）</p>

	<p>(7) ハラスメント関係の研修会、セミナーに出席し、情報収集を行う。</p> <p>(8) 具体的事例への対応を蓄積するために、内容をある程度詳しく記載し本部委員のみが閲覧できる年次報告書とインターネットに公開する年次報告書を作成する。</p> <p>(9) ホームページの更新を行う。</p> <p>(10) 必要に応じて、教職員、学生に対するハラスメントに関する周知、啓発及び対処の方法について検討し、併せて規程等の見直しを行う。</p> <p>(11) ハラスメント対策本部と外部の専門家と連携の可否についての検討</p> <p>(12) ハラスメント防止のための規程整備(就業規則への追記含む)</p>	<p>オンラインでの研修会もあったが、参加できなかった。</p> <p>引継ぎ事項として各事案の取り纏めを行なう。インターネットで公開する年次報告書を作成した。</p> <p>ホームページに 2020 年度の年次報告書を掲載した。</p> <p>ハラスメントに関する周知、啓発に関する検討は出来なかった。対処方法として(11)に示す規程の改正は行った。</p> <p>ハラスメントが多様化・複雑化している状況に対処するため、法律やメンタルなどの専門知識が必要な事案や、学内教職員の人間関係から中立的な立場で調査調停を行うことが困難な事案など、対策本部での取り扱いが困難なケースを第三者に委ねることを可能とする規程の改正を行い、2022 年 4 月 1 日から適用することとした。</p> <p>ハラスメント防止規程の原案は出来なかったが、次年度も継続課題として対応する。(現行のハラスメント対策本部に関する規程およびインテイクに関する規程と重複するため全体的な整理が必要。就業規則の第 7 条の遵守事項にハラスメントに関わる内容を記載する事も検討する。</p>	
--	--	--	--